

町内会分科会「町内会を考える」レジメ

2016年9月24日

弁護士 豊永泰雄(大阪)

第1 町内会とは

- ・自治会、町内会、区会等名称は様々。
　　大阪市内では、「地域振興会」と呼ばれる。
- ・学術上も確立した定義、呼称はない。

第2 町内会の性格

1 地縁性

- ・組織階層

世帯

組（班）（10～20世帯）

町内会（加入世帯数全国平均230。中央値107）

連合自治会 小学校区（半径4キロメートルの地域）～中学校区（半径6キロメートルの地域）

- ・全国298,700団体（2013）

2 開放性（誰でも参加できる建前）

国民の8割以上が加入

ただし、加入率が著しく低い組織もある。

→一般的に「地縁的な住民自治組織」と言われる理由。

「包括性」、「唯一性」が強調される。

3 任意団体

法人格はない。なお、地方自治法上の認可地縁団体。

非強制加入団体

加入率の低下傾向

また都市部は低い

←朝日新聞アンケート（2015）

自治会・町内会は必要か？

必要	557
どちらかといえば必要	332
どちらでもない	107
どちらかといえば不要	295
不要	676

→ 組織規範が確立していない。

- ・団体として権利義務の取得が難しい。不正会計問題
- ・第2町内会
- ・非民主的運営

第3 行政と町内会の相互依存

1 町内会の歴史（京都市の場合）

- ・応仁の乱（1467～77）

隣保団結の地縁組織としての「町」

16世紀末 織田信長

行政組織の末端組織化（犯罪人の取締、租税の取立）

- ・江戸時代

- ・明治30年

行政事務が市に吸収される一方で、公同組合が学区単位に作られる。

- ・満州事変（昭和6年）以降

「公同組合（町内会）の組織が、国防献金、慰問袋、防護団、防空演習など戦時態勢下に利用されるようになり、公同組合（町内会）の活動と戦争を切り離して論じることはできなく」なってしまう。そして、「昭和15年、内務省訓令第17号により、町内会の官製化が行われた」。（岩崎信彦ほか「町内会の研究」）

- ・戦後（占領期）

GHQは、「封建的半官組織」として、公同組合（町内会）を解体（昭和22年政令15号）。

しかし、たとえば、大阪では、「赤十字奉仕団」として生き延びる。

- ・対日講和条約

政令15号の失効。町内会の解禁。

→今日の町内会へ。

2 相互依存（行政協力）の理由

- ・行政連絡（保健衛生上の通知・ゴミ通知等）
- ・地域住民からの情報収集及び統括（地域とりまとめ）
例 公共工事 国民体育大会
- ・歴史性
- ・行政投資の引き出し、影響力の行使
- ・ステータス・シンボル

→ 療着問題

第4 各地報告等の事例紹介

以上

の間に強い癒着があることをうかがわせています。

この他に介護問題でも高崎市の介護老人保健施設の若宮苑を巡り、文書偽造による補助金の不正受給事件でも、明らかな文書偽造にもかかわらず、高崎市は若宮苑に対する処分を全く行おうとしませんでした。そこで、高崎市監査委員に住民監査請求を行いましたが、これも棄却されたので、当会会員が6月21日に高崎市を相手取り不当利得等請求の住民訴訟を提起し、8月10日に第1回口頭弁論が前橋地裁で開かれました。文書偽造が明らかだけに高崎市がなぜ不作為を行なおうとするのか、裁判で明らかにされることが期待されます。



6. 県内各地の自治会を巡る不正会計問題

群馬県では、前橋市の広瀬町三丁目自治会での不正経理問題に続いて、みどり市大間々町13区や桐生市11区でも同様の不正会計が発覚して問題になっていますが、いずれも行政側の黙認や不作為で、是正措置がとられていません。

このうちみどり市大間々町13区の場合は、区長による不正会計が裁判所でも認められたのですが、みどり市長と懇意の為、未だに区長の座に居座って、みどり市長からの委嘱状が交付され続けている状況です。この状況を何とか打破すべくみどり市の会員らが粘り強く住民運動を続けて、区長の解任をみどり市に求めていますが、今のところまだ区長の解任に至っておりません。最近、みどり市はこの区長をなんと学校評議員に任命したことが判明しました。不正会計を行っていた人物が、教育委員会の学校評議員に就任することなど、常識ではおよそ考えられませんが、群馬県みどり市ではそれがまかり通っているのです。この件についても、会員が、教育委員会に問題点を指摘し続けていますが、教育委員会もみどり市長の言うなりで、今のところ、不正会計をしていた学校評議員=13区長を解任することができていません。

7. 安中市土地開発公社 51億円詐欺横領事件 & 首都高ローリー横転炎上事故と多胡運輸

1995年5月18日に安中市役所の土地開発公社で発覚した史上空前の巨額詐欺横領事件で、15年間公社の主査として配置されていた元職員が、51億4千万余りの公金を掠め取っていましたが、公社の役員は誰一人責任をとらず、群馬銀行との和解金は、公社の剩余金や事務費から支出され、今後90年間、毎年クリスマスに2千万円を支払っています。この元職員の周囲には、家族、親戚、知人、市役所幹部、同僚、政治家、業者、暴力団などが入り乱れ、巨額の公金が闇に消えましたが、警察の捜査でも未だに14億4千万円が用途不明とされています。元職員は2009年9月に14年の実刑判決を終えシャバに戻りました。また、元職員の実弟が経営する運送会社は08年8月3日に首都高で出光タンクローリーを横転炎上させ、一躍有名になりました。首都高は損害額45億円余りを回収すべく関東トラック協会に対して保険金10億円を、残りの35億円を多胡運輸と元請のホクブトランスポーテ、そして荷主の出光興産に請求するため、2012年8月ごろ東京地裁に損害賠償請求訴訟を行いました。しかし、2016年7月14日に、東京地裁（青木晋裁判長）は群馬県高崎市の運送会社と運転手=業務上失火罪で有罪確定に約32億8900万円の支払いを命じました。とともに元請け会社にガソリン運搬を委託した出光興産などへの請求は棄却しました。多胡運輸は既に廃業しており、運転手も事故後退職しており、損害賠償金を支払う者は誰もいません。このトンデモ判決が出た背景には、51億円巨額横領事件の責任を一人で背負った元職員に対する中曾根派の政治家の思惑があり、ホクブトランスポーテや出光興産も中曾根派との結びつきが強く、結局彼らを助けるためにこうしたトンデモ判決が出たものです。当会は引き続き史上最大のこの横領事件について追及し続ける所存です。

8. 群馬県内の学校組織におけるアカデミックハラスメント問題

2015年4月に国立群馬工業高等専門学校内で、学科長がアカハラを働いているという情報が寄せられたため、当会から公開質問状を同校校長宛に提出したところ、プライバシーを根拠に回答を拒否してきたため、上級機関の全国高等専門学校機構にも直訴し、そのアドバイスに基づいて情報開示請求を群馬高専に行いました。しかし、ここでもプライバシー保護を理由に、非開示決定通知が来たため、異議申立てをし2016年3月に内閣府から不開示処分取消し勧告が出され、3月2日付で全国高等専門学校機構に対して内閣府の情報開示・個人情報保護審議会から答申が送されました。しかし群馬高専は4月27日付で当会に対して再び不開示処分を通知してきました。現在、東京地裁に提訴するかどうか検討中です。また群馬高専では2014年1月から2016年1月までの2年間に3名の寮生が不審死を遂げました。この原因としてアカハラが影響しているという見方があり、学校側に対して真相究明、責任所在明確化、再発防止策の徹底を求めていきます。

以上

滋賀県の自治会関係報告まとめ

平成28年8月現在

滋賀県市民オンブズマン

1, 平成12年大津地裁提訴 「大津市比叡平自治会会員除名に対する慰謝料請求事件」
平成13年大阪高裁原告逆転勝訴（被告自治会長）

2, 平成14年同事件原告、支援者等で「自治会オンブズパーソン結成」
数年後解散

3, 平成14年大津地裁提訴 「下水道処理施設に係る地元自治会に支出した迷惑料は違法として住民訴訟」（被告滋賀県知事）
平成17年大阪高裁敗訴確定（違法支出だが知事に賠償責任はない）

4, 平成17年から平成22年にかけて市民運動ネットワーク滋賀（代表池田進）主催で
連続市民講座「自治会問題」を開催

5, 平成18年大津地裁提訴 「赤い羽根等寄付金自治会費上乗せ無効確認事件」
平成20年最高裁原告勝訴確定（被告希望ヶ丘自治会）

6, 平成22年大津地裁提訴 「大津市大石ゴミ焼却場の連合自治会に対する迷惑料支払いは違法として住民訴訟」（被告大津市）
平成25年地裁原告勝訴 同年高裁敗訴

7, 平成26年大津地裁提訴 「甲賀市が大野地域振興会に支出した活動交付金の内、各区（自治会）に支払われる予定の活動交付金の一部を同振興会がピンハネした額を返還せよという住民訴訟」（被告甲賀市）
平成28年最高裁原告敗訴確定

8, 平成28年大津地裁提訴 「大津市北部ゴミ処理施設の周辺自治会等に支払った迷惑料は違法として住民訴訟」（被告大津市）

2016/9/25 全国市民オンブズマン香川大会 分科会「町内会」を透明化するために
福岡県春日市の町内会（自治会）の元役員 政賀一彦

要約 「町内会」を透明化するために

- ① 組織の現状（人事・経理・活動内容）を、事実として地域住民に知らしめる。
- ② 地域住民が、主体的に「町内会」をより良くするため討議・討論出来る場所を作る。
- ③ 事実を知って貰うため、次の二点の具体例（1 会費の相場 ② 町内会の負担とは？）

1 自治会・町内会の会費は、いくらが妥当な相場？？？

- 町内会（自治会）費の相場について、ネットで調べると、次のリンク先があった。

A 2014/09 i-town.net/tokyo/research/results/187813.html

Jタウンネットは「町内会（自治会）費払っている？ あなたの地域は月額いくら？」のテーマで、月額相場を、アンケート調査を実施し、全国 2,140 地区の回答を分析した。結果、町内会（自治会）費の月額相場は、1 円～500 円以内が 52.1% で過半数であった。

B 2008/09/15 1manken.hatenablog.com/entry/20080915

横浜市、札幌市、福岡市がそれぞれ独自に調査した結果を見つけた。結果として、大都市地域での町内会（自治会）費の月額相場は、200 円～300 円台が中心相場と分析している。
(札幌市では、冬季に月額 100 円ほど別に除雪対策費として加算される。)

- 大都市圏は、町内会（自治会）費の月額相場

全国の合計値から、最多が「1～300 円」で 29.3%。次いで「301～500 円」で 22.8%。従って、500 円以内が全体の 52.1% と約半数だった。
都道府県別の傾向を見てみると。首都圏の 1 都 3 県、関西の大坂、兵庫は「1～300 円」が 49.0% と最も多く。地域インフラの補完という町内会（自治会）の活動を考えれば、公共活動が効率的な都市圏ほど、町内会（自治会）費の月額相場が低くなるのは当然でしょう。

- 春日市の場合は？

市の面積が 16 平方km、人口 111 千人で行政効率が良く、まさに都市圏地域である。
平成 20 年に従来の地区世話人制度を廃止し、現在は、行政当局と対等な地縁団体である。
市内の 35 自治会の平均規模は、人口 3,100 人、世帯 1,300、加入世帯 1,030（加入割合 79%）
自治会費の月額は、400 円が 4 地区、500 円が 12 地区、550 円が 6 地区、600 円が 13 地区
この内訳は、都市圏相場の「月額 300 円」に比べ、35 自治会の全てで高い。

（参考）隣接の福岡市は、2,450 の自治会・町内会の中心相場は、300 円！！

2 自治会・町内会の会費を負担することの意味は？

- 春日原地区の区費は？ この使われ方は？ 自治会・町内会を透明化するためには？
月額 500 円(年間 6,000 円)で規模は、人口 5,595 人、世帯 2,606、加入世帯 2,410 (92%)。
月額 500 円の根拠は特にないようです。あえて言えば、「ワンコイン」の額だから？
(使われ方の特徴) 総年間予算に対する人件費率が 48% (役員手当等) 異常に高い！！
春日市内の 35 自治会の人件費率が 30% と比べても高い！

住民が自治会に預けるお金は、一円であっても、貴重なのです。従って、地域住民に対し
「組織の人事・経理・活動内容を、何時でも地域住民に公開する」ことが透明化になり、
他方、住民が、透明化のために情報公開を、常に求め続けることが基本です。

- なぜ町内会費の負担なの？
ところで、私達は、住んでいる都道府県市町村に「均等割」の税金を負担しています。
県民税の均等割を年額 2,000 円（内訳は、基本 1,500 円、東日本震災の復興特例 500 円）
住民税の均等割を年額 3,500 円（内訳は、基本 3,000 円、東日本震災の復興特例 500 円）
「均等割」の税金年額 5,500 円　これは、私達が受けている様々な行政サービス(街路灯
やごみ収集、地域の防犯・防災、福祉等)対価に対する世帯単位の義務的な負担金です。

現在の町内会費 6,000 円は、行政サービス対価を補完する住民の寄付の性格があります。
結果的に住民は、「均等割」5,500 円と町内会費 6,000 円 合計 11,500 円を負担している。
見方を変えれば、市県民税均等割（税）と町内会費負担（寄付）との二重払いです
故に、なぜ町内会費を負担するの？ 負担するなら、妥当な額はいくらでしょう？

● 備 考

町内会加入は個人の任意です。支払う区費もまた、各人の任意の額になります。
本来、町内会規約で区費額を決めて、天引き強制徴収するのは、違法です。さらに、
日本赤十字の寄付金等を、一律徴収するのも同じく違法です。「最高裁判所の判決」

ただし、町内会が事前に十分な説明を行い、住民の理解と賛同を得た上で、町内会費を取り決めることは、有り得るでしょう（払うも自由、金額も自由）。
そのためには、町内会(役員)が住民のために誠実に対応するのが条件です。町内会が住民に奉仕をすれば、住民の理解が進み、町内会の活性化と透明化が実現します。

自主的に町内会に加入し、区費を負担する住民は、善良な愛すべき人達です。

自治会役員は、このことを肝に銘じ、ボランティア活動の原点に立つべきです。

町内会問題（福岡県大野城市からの報告）

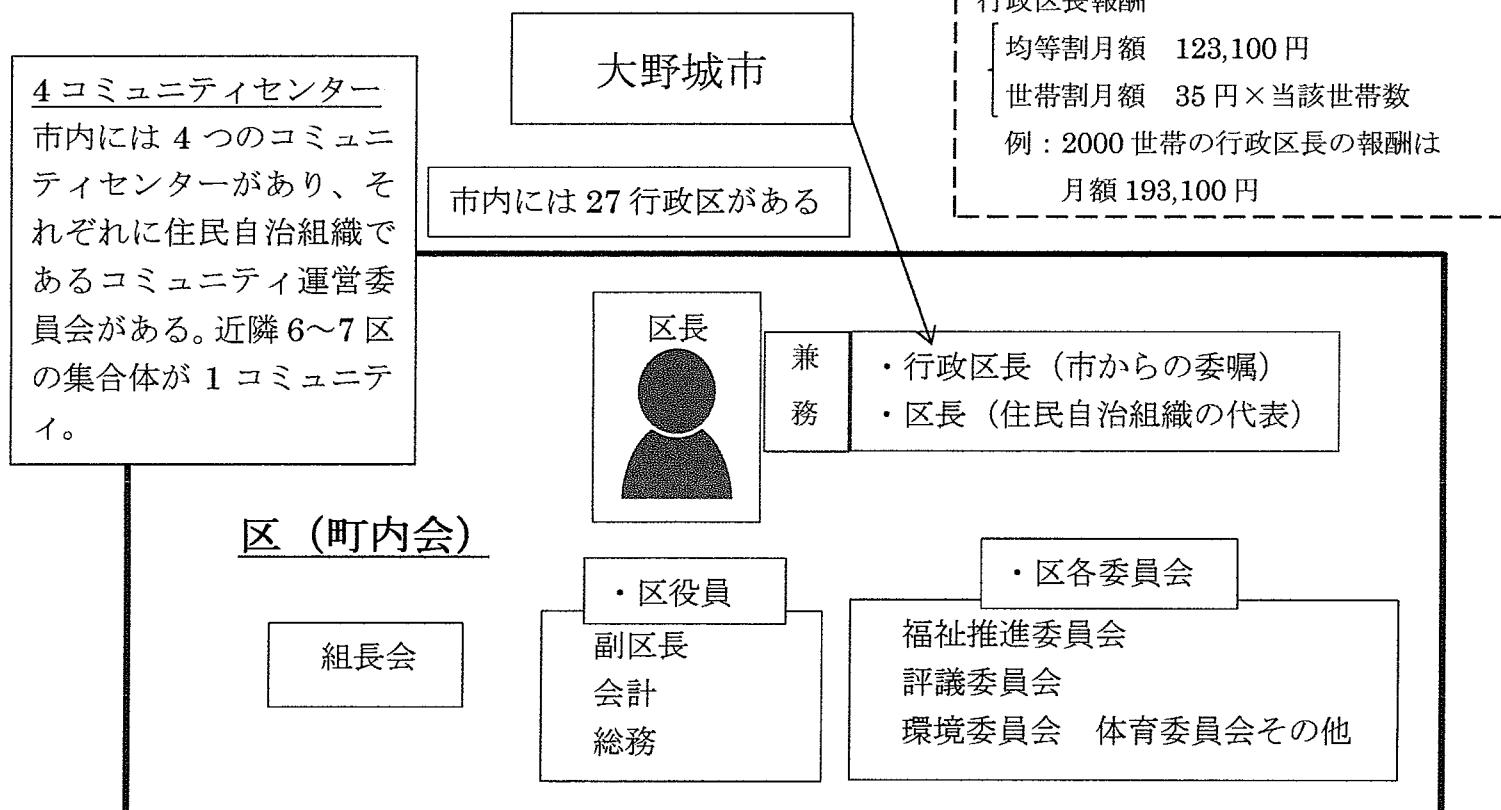
松嶋雅子（大野城市在住）

～ 健全な住民自治活動を阻むものは何か？ 区長の不正を追及して見えてきたもの～

①大野城市とは…

福岡県の中西部（福岡市と太宰府市の間）に位置し、つい先ごろ人口10万人到達。
福岡市のベッドタウンとして人口増。市政施行44年。

②大野城市的区（町内会）と行政との関係



大野城市行政区長設置規則より抜粋

第3条 市長は、各区の区長（これに相当する者を含む。）を行政区長として委嘱する。

第4条 行行政区長の職務は次のとおりとする。

- (1) 担任区域の市民の意思を市に伝達し、もって同区域の市民の福祉の増進を図ること。
- (2) 市政に係る文書等の回覧、配布に関する事。
- (3) 各種調査等の取りまとめ及び報告に関する事。
- (4) 保健・福祉・環境及び安全に関する事。
- (5) コミュニティづくりに関する事。
- (6) 市が主催する行事等の協力に関する事。
- (7) 社会貢献表彰等の推薦に関する事。
- (8) その他市長が特に必要と認める事。

大野城市特別職の職員の給与等に関する条例施行規則より

行政区長 均等割月額 123,100 円 世帯割月額 35 円 × 当該区世帯数

③敵は区長のみに非ず！

報告者は、元区長A氏（2008年4月～2014年3月在任）による人権侵害、不正経理、総会決議不履行などを追及。しかし、さまざまな利害関係者（行政、区の委員会、市議会議員など）の事なかれ主義が追及を阻む。

※大野城市Z区 戸建て住宅を中心とした約2千世帯の区
町内会費：年額4200円（月額350円） 町内会加入率：？
年間予算：約1500万円
(区費収入約760万円、行政からの補助金他約470万円)
積立金総額：2100万円

月の浦区 元区長A氏の不正・不当行為

A氏の問題行動

2007年 A氏が副区長（旧役名：主事）
時の公文書偽造

2008年4月 A氏区長に就任、これ以降
区役員に対する過剰接待が始まる

2009年4月 A氏1期2年目の区長就任、
報告者は区長A氏から人権侵害を受ける。

区民の証言

『A氏が副区長時の区長B氏談』
A氏は、区長である自分の許可を得ずに勝手に区長印を使って市への提出書類を偽造し、区長の私が知らないうちに区のお金を使ってイベント開催を決裁。イベントは当時の区会計担当者の個人的な要望を受けてのものだった。

『当時の評議委員C氏談』

区の評議委員会は区の四役を推薦することだけが仕事であるため、例年委員会活動は10月ごろから開始し、4月新年度スタートから10月までは活動は行わない。ところが4月以降10月までの間に、公民館で飲食をともなうA区長主催の懇親会だけは4～5回行われた。

『前出の元区長B氏談』

A氏が区長になってから、公民館に役員を集めて飲食をする会合が頻繁に行われているふしがある。公民館のゴミ置き場にビールの空き瓶や空き缶が大量に出されていることが多い。

『報告者談』

町内に、近隣住民に対し嫌がらせ行為を繰り返す主婦がいて、身体の危険を感じた我が家を含む2軒の住民は法務局人権相談窓口に相談。「地元区長同伴のうえ警察に届けた方がよい」とのアドバイスを受け、区長A氏に相談。しかし不可解なことに、A氏が加害者側を一方的に擁護し、また、嫌がらせを煽るような態度をとる。嫌がらせはさらにエスカレートし、のちに報告者は加害主婦から暴力行為を受け、携帯電話を奪い取られるなどして、加害主婦は警察に逮捕される。（加害主婦の同居実父は区老人会役員であり新興宗教役員）

『前出の元区長B氏、評議委員C氏談』
A氏は以前、すぐ近くの別の地域（春日市）に住んでいて、地元住民とトラブルを起こし、そこに住めなくなってZ区に引っ越してきたという話は聞いている。区長に対する指導・監督は市の新コミュニティ課に相談するとよい。

行政の対応①

2009年9月（新コミュニティ課を訪問：報告者）若手男性係員が応対
区長A氏による人権侵害、区役員に対する過剰接待等を報告。これに対し、係員は「自分たちの（市の）指導不足」であることを認め謝罪。さらに「例えば署名を集め区長を解任するなどできないか」とのアドバイスも。また「今後も情報を寄せてほしい」とも。

A氏の問題行動

2010年 公民館使用料の法外な値上げと、区民に対する暴言。

区民の証言

『Z区高齢者卓球サークルの会長談』
数年前、市が、これまで各公民館が独自に設定していた公民館の部屋使用料を全市的に平等にしようと言った。A氏が区長になるとそれまで月額2千円だった部屋使用料をいきなり1万円にすると言った。年金生活者から月千円の会費を集めているサークルなので5倍の値上げは厳しく、せめて5千円程度にしてもらえないかといろいろな人を介して何度もA氏と交渉してもらったが、全く聞く耳を持たず、揚句には「本来なら5~6万とってもいいくらいなんだぞ」と暴言を吐かれた。

（報告者が当時、他地域の区長や市議会議員に訊いたところ、地元住民から月額1万円という高額な使用料をとっている例は聞いたことがないとのことだった）

行政の対応②

2010年3月（新コミュニティ課を訪問：報告者）女性課員が応対
区長A氏による公民館使用料の不当な値上げおよび区民に対する暴言を報告。
課員からは「行政区長会では、大幅な使用料改定は行わないように指導しているのですが…。暴言についても、区長会での印象では、そのような人には見えないのですが…」との返答。
報告者はきちんと調べるように依頼する。

行政の対応③

2010年5月 (広報・広聴課へメール送信 苦情提言受付：市長と担当課へ報告するもの)
その後、新コミュニティ課によるA氏への指導がなされた様子はなく、結果、公民館使用料の見直しも行なわれず、住民トラブルによる刑事事件も発生。住民トラブルに対するA氏の対応と新コミュニティ課の指導不足に抗議するメールを送る。

メール発信の数日後、新コミュニティ課長より報告者の自宅にいきなり電話がかかる。その内容は「区長と行政区長はべつものだ。自分たちは指導する立場にない。とにかく貴方の言っていることはおかしい。貴方が間違っている」と、一方的に捲し立てるもの。報告者の「なぜ最初の訪問時にそう言わなかつたのか」との問い合わせには「部下の対応誤りであり、その点のみ謝罪する」とのこと。さらに「行政区長の仕事は市民と行政との連絡のみ。それ以外は一切ない」と言い切った。

女性市議D氏談

自分たちの仕事を行政区長に丸投げしているため、新コミュニティ課は行政区長（区長）には頭が上がらない。

行政の問題点

2012年4月 この年、大野城市は市制施行40周年を迎える計画があつたが、報告者が再三にわたってA氏の問題点を指摘していたにもかかわらず、A氏を記念事業の実行委員長に任命。

A氏の問題行動

2013年4月 A氏は区の総会において、特別会計積立金から50万円を一般会計に繰り入れた決算報告の承認を求める。

《報告者》

過去の総会において、積立金は大規模災害時のみ取り崩しを行なうという元区長の発言があったことから、報告者はこの決算の疑義を指摘。昨年1年間の区費の使途をチェックするため、過去1年分の帳簿と領収書綴りを公開するよう求め、総会出席区民に諮り、「帳簿と領収書の公開、提案者によるチェックを行う」という総会決議を得る。

2013年4月～2014年3月

会計帳簿と領収書の開示を拒否。

議事録について総会から1年経ても未作成と言ひ張る。その後は閲覧拒否。

「とにかく見せない」の一点張り。

その後、A氏退任と同時に議事録は紛失。

《報告者》

総会決議に従って、帳簿と領収書つづりの開示をA氏に求めるがA氏はこれを拒否。議事録の閲覧も拒否。(やりとりの録音あり)

行政の対応④

2013年5月（新コミュニティ課を訪問：報告者、区民1名、市議会議員1名）課長、課員応対区長による総会決議不履行を指導するよう申し入れるが、「行政は住民自治には口出ししない」との返答。同行市議からは「住民自治の支援という観点から、また補助金を出していることからも区長の役割とは何かという指導はすべき」との意見が出る。「区民から申し出があったという連絡だけはします」との返答。

別の女性市議E氏に依頼

2013年5月 Z区在住の女性市議にあらましを話し、市に対し区長への指導を依頼。話を聞くや、市議は憤慨してすぐに市役所に馳せて行ったものの、逆に何らかの説得を受けたもよう。

その後も周辺から情報が…

« A氏の前任区長さらにその前任区長談» それぞれがA氏の人格を問題視し、区評議委員会に對し、A氏を区長に推薦しないように申し入れていた。A氏はとにかく、たくさんの役を引き受けたがる。通常は輪番制の役までいくつも抱え込んでいる。

« A氏の下、副区長をつとめたF氏談»

A氏は何でも自分の思い通りにするために、常から区四役を恫喝するような物言いをしていた。大規模災害時積立金のうち50万円を勝手に一般会計に繰り入れたことについて、副区長である自分にも何の相談も無かった。A氏と評議委員のG氏（当時、現役の市職員）が区を牛耳っていた。

« A氏と同時期に別の区の区長をしていたH氏»

区長会などで同席しているとき、A氏が市職員に対して高圧的な物言いをしている場面を何度も見た。ただワーウーと怒鳴るだけで、知性も品性も全く感じられない人物だ。

南地区7区の区長が毎年輪番制で就任する決まりの南コミュニティ会長を、A氏は2年続けて引き受けたがった。それを自分が止めた。

« A氏の区長推薦を見合わせるよう、評議委員長に電話をしたという、ある区民談»

電話口で評議委員長はこう言っていた。「自分のところには何人もの区民からA氏に対する苦情の電話が入っていて自分も本当に困っている。しかし区長の受け手がいないので、誰か良い人がいたら紹介してもらえないだろうか」

2014年4月 新しい区長が就任。これまでのA氏の不正が次々、発覚。

- ・ 区の備品をA氏が自宅に持ち帰っている。
- ・ 業者との契約書が複数無くなっている。
- ・ 全く違う費目に付け替えていた領収書が複数ある。
- ・ 報告者が閲覧を求めていた議事録がなくなっている。（新区長はA氏が盗み出したと断言。返還を求めているがA氏は否認している）
- ・ A氏が南コミュニティの会長を務めていた期間に、急激に財政が悪化していたことが判明。

いま新区長は孤立無援の状況で、区の改革に取り組んでいる。

- ・ A氏時代の区役員を次々に退任させていっている。（猛抗議の電話が複数自宅にかかったとのこと）
- ・ 役員推薦を公正化するため、規約の改正に取り組んでいる。
- ・ 場合によっては、議事録窃盗容疑でA氏を警察に告発することも検討している。

報告者の私見

人材不足

報酬があるとはいえる区長は多忙である。現役の勤め人には務まらない。だが定年退職者の中には、リタイア後にはのんびり趣味を楽しみたいという人も多く、区長のなり手を見つけることは困難な状況にある。そこで区役員を推薦する委員会は、手を挙げてくれた人物を喜んで推薦することになる。A氏についても以前住んでいた町で問題を起こした人物であることを把握しているが、6年間にわたって推薦し続けざるを得なかつた事情があったのかもしれない。周りを恫喝し、一方で地域に影響力を持つ人々にへつらうことに長けたA氏も、委員会や行政にとっては有難い存在だったかもしれない。また、現役市職員である委員の強い思惑があったことや行政側の体質そのものの問題も見え隠れする。

区の委員会

報告者は、本来ならA氏の不正を監視すべき区組織においてなぜ自浄作用が働かなかつたのか、それを探るため区の福祉推進委員会に委員として参加してみた。そこでわかつたことは、長きにわたって（10年から30年）区の委員を務めている人が多数いて、他のどの委員会もそうだが、委員会は委員たちの単なる「居心地の良い居場所」になってしまっているということ。町内会組織は、利他の精神だけで成り立っているわけではなさそうだ。

我が子のPTA活動で一定の達成感を得た人たちの一部が、その後地域の委員会活動に流れ、気楽さから年を重ねてしまいに地域を牛耳っていく。そんな構図が見えてくる。

お金をもらってする仕事はノルマがあつたり責任が重かったり、必要なスキルを身に着けることも要求される。それらはNPOなどの活動も同様だ。ならば趣味にいきるかというと、PTAで味わった「あの人には地域のために頑張ってくれている」という、自己顕示欲を満たしてくれる他者からの眼差しは得られない。

その点、地域の委員会は時間的余裕さえあれば、けつこう割りが良い。特別な能力もスキルも必要ない。それどころか能力のある人なら2~3人でこなせるような仕事を20人でやっても誰からも咎められない。ときどきバスツアーあり、贅沢ランチあり。活動費はすべて税金か町内会費だ。なにより同じ価値観を持つ仲間が日々集う楽しい居場所がある。

専業主婦をやっていても何の肩書も持てないが、地域の委員をやっているというだけで、カルチャーセンターに通うだけの主婦や老人会の会員より一段高いところにいる気がする。なり手のないボランティアに手を挙げるだけで、行政からはちやほやされ、そのうち表彰状がもらえることもある。

報告者は、福祉推進委員会の会議で、区長が総会決議をくつがえしていることに委員会として声をあげるべきとの意見を述べたが、全委員から猛反発をうけた。区長の不正を暴けば、区長を推薦し続けた評議委員も、不正を看過した監査委員も区民から批判を受けかねない。皆、長年一緒に町内会活動をしてきた仲間だ。委員会として動くかどうかの判断基準は区民のためかどうかではなく、やはり自分と仲間の居心地の良さ…ということか。

良識ある人なら、そのような不健全な組織に身を置きたいと思うだろうか。報告者の住む地域に限っていえば、そのようなことが一因で、委員の引き受け手がとても少ない。

その結果、長年にわたって同じ顔ぶれで、しかも居心地の良さを一義的な目的とする人たちが町内会を牛耳ってしまっている。

いま、新区長はA氏時代の役員を任期終了とともに解任して、留任や再任を認めていない。区の委員会に能力や正義感が薄い人達が集まっていることを嘆きつつ改革を進めようとしている。

行政区長制度の廃止

行政と区長との関わりについての問題点を是正するためには、行政区長制度の廃止を求めることが最も合理的だと考える。A氏の件で行政側が盾にしたのは「区長と行政区長はべつものだ。行政は住民自治には関与しない」という言い分だった。たしかに、住民の意思で決定すべき事がらに行政が口出しすることは許されない。しかし、多額の報酬を支払う行政区長の選任を区民任せにしておきながら、行政区長と区長が同一人である以上、区長の資質を問題視しなくてよいのか。

ならば、いっそのこと行政区長制度は廃止して、怪しげな人物に血税から報酬が支払われることだけは止めるべきだ。周辺自治体ではすでに同様の制度が廃止されているところもあり、また、大野城市においても前市長時代に一度廃止を検討したらしいが、これに強く反発したのは行政区長たちではなく、市の担当課であったという話も聞いている。ここでも市民よりも自分たちの居心地優先か。

報告者は、行政区長制度廃止を求める署名を集めることにしているが、さらなる大きな敵とたたかうことになる。

大野城市長 井本宗司様

大野城市行政区長制度を廃止し、 新しいコミュニティ制度制定を求める署名

私たちは、次のような理由から大野城市行政区長制度を廃止し、他自治体の事例も参考に、新しいコミュニティのかたちを制度化していただくことを求めます。発展的な市政および健全な住民自治活動を願う市民の意思を受けとめて早急に検討を行なっていただくことを要望いたします。

- 行政区長が担っている業務は、本来、市職員が行なうべきものも多く、市民にとって市職員給与と行政区長報酬を重複して負担している現状を是正すべきと考えます。
- 市役所窓口サービスが向上していること、また各コミュニティセンターが代わって業務を為し得ることから、市と市民との連絡役とされている行政区長の役割は必要ではないと考えます。
- 大野城市規則による行政区長の選任方法は、区において選出された区長が行政区長として委嘱されるとあります。しかし近年、区民自らでさえ区長適任者を選出することは容易ではありません。にもかかわらず、報酬をともなう行政区長の選任を市の責任において行なわず、区民任せにすることは行政の怠慢であり、また、実際には行政区長と同一人物である区長が在任中に不祥事を起こしても、市は一切関知しないという姿勢は不合理だと考えます。（市職員は、たとえ業務外であっても、市民の信頼を損ねるような行為を行なえば処分の対象となるはずです）

大野城市行政区長設置規則より抜粋

第3条 市長は、各区の区長（これに相当する者を含む。）を行政区長として委嘱する。

第4条 行政区長の職務は次のとおりとする。

- (1) 担任区域の市民の意思を市に伝達し、もって同区域の市民の福祉の増進を図ること。
- (2) 市政に係る文書等の回覧、配布に関する事。
- (3) 各種調査等の取りまとめ及び報告に関する事。
- (4) 保健・福祉・環境及び安全に関する事。(5) コミュニティづくりに関する事。
- (6) 市が主催する行事等の協力に関する事。(7) 社会貢献表彰等の推薦に関する事。
- (8) その他市長が特に必要と認めること。

大野城市特別職の職員の給与等に関する条例施行規則より

行政区長 均等割月額 123,100円 世帯割月額 35円×当該区世帯数

氏名	住所

ご記入いただいた個人情報は法令に基づく開示を除き、提供された目的を超えて第三者に開示しません。

呼びかけ人 大野城市的住民自治を考える会